

公 安 委 員 会 会 議 録

開 催 日 時	自 午後 0時45分 令和8年7月8日（水） 至 午後 4時16分	
開 催 場 所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公 安 委 員	野村委員長 弘永委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 ストレスチェック集団分析の充実化による職場環境改善の更なる推進

警務部長から、

労働安全衛生法第66条の10（心理的な負担の程度を把握するための検査等）により、ストレスチェックの実施は事業者の義務であり、その結果を踏まえた職場環境の改善は事業者の努力義務とされている。

(1) 集団分析及び職場環境改善の充実

現行の調査票では、「仕事の負担」や「支援の不足」といった職場にネガティブな影響を与える要因を把握し、ストレスの軽減、除去をすることにより職場環境を改善しているが、組織をよりよくするため、職員の働きがいや仕事への熱意などポジティブな影響をもたらす要因をも把握し、職場の強みや良さを活かすという様々な観点から職場環境の改善を行うことができるよう制度を充実

(2) 調査票（項目の追加）

職業性ストレス簡易調査票の項目を57項目から80項目へ変更

※ 従来の57項目に23項目を追加

(3) 集団分析結果の観点

従来の観点である仕事のコントロール（自由度）、仕事の量的負荷、上司の支援、同僚の支援に、新たな観点として、作業レベル（仕事の中身）、部署レベル（マネジメント）、事業場レベル（組織文化・制度）、ハラスメント、ワークエンゲージメントを追加

(4) 実施方法

従来は当県警察自主開発システムによる調査と集団分析（57項目）を行っていたが、当県警察自主開発システムによる調査（80項目）と集団分析（57項目）、委託業者による集団分析（80項目）を実施し、集団分析を充実化

(5) 集団分析結果の活用

ア ポジティブメンタルヘルスの推進

公正性、職場の一体感、ハラスメント、ワークエンゲージメントを把握し、組織の弱みを改善すると同時に強みを活かすポジティブメンタルヘルスを推進

イ 職場活性化のための職場環境改善の実現

職員がいきいきとやりがいをもって生産的に働くために必要な指標が可視化されるため、管理職が職場のマネジメントに活用

(6) 必要な事務手続

ア 警察本部衛生委員会における審議と全職員への周知

イ 「山口県警察におけるストレスチェック制度の実施に関する要綱」の一部改正

ウ 自主開発システム「心とからだの健康支援」の改修

エ 集団分析(80項目)のための業務委託契約の締結

オ 集団分析(80項目)結果の活用方法の周知

旨の説明があった。

今村委員から、「分析の充実化は重要である。集団分析によって職場の実態や特徴が把握でき、比較分析も可能となる。またポジティブな影響をもたらす要因を把握する視点も有意義である。調査票について、従来から23項目追加と説明があったが、費用面はどうか。」旨の質問があり、警務部長から、「費用は、従来と大きく変わらない。」旨の説明があった。さらに今村委員から、「分析は、その活用の仕方が重要である。今後とも推進していただきたい。」旨の発言があった。

弘永委員から、「ストレスチェックの結果は個人ごとに示されるのか。」旨の質問があり、警務部長から、「個人の結果は本人に通知され、集団分析では個人が特定されることはない。」旨の説明があった。さらに弘永委員から、「警察は職員数が多く、多様な人材がいることから、個人への対応も重要であり、コミュニケーションや風通しの良い職場づくりがポイントである。また分析結果をどのように判断し、職場改善に生かすかが重要であり、組織運営においては、好き嫌いではなく職務を遂行できる体制づくりと円滑な意思疎通が重要である。分析結果を踏まえたマネジメントは難しい面もあるが、適切な活用をお願いしたい。」旨の発言があった。

野村委員長から、「集団分析は、職種や業務ごとに実施されるのか。」旨の質問があり、警務部長から、「職種や業務単位のほか、職場環境の単位などで分析を行う。」旨の説明があった。さらに野村委員長から、「全国との比較も行うのか。」旨の質問があり、警務部長から、「まずは類似する職場等の比較を行う。」旨の説明があった。

2 生成AIを活用した紙芝居による情報モラル教室の開催

生活安全部長から、

スマートフォン利用の低年齢化に伴い、インターネットやSNSに起因する児童生徒のトラブル事案が増加していることを踏まえて、これまでの情報モラル(情報技術の利用に関する倫理観や規範)教養に加え、低年齢のうちから分かりやすく、インターネット利用における規範意識を醸成し、もって、トラブル事案を防止するというもの。

(1) トラブル事案認知状況

ア 過去10年間のインターネットトラブル事案の認知状況

○ 上昇傾向で推移

○ 令和7年中は過去最多の402件

イ 学職別

○ 中学生と高校生で全体の6割を占める

○ 令和2年以降は小学生も2桁台で推移

ウ 主な相談事例

インスタグラムからLINEへ誘導し、性的な画像を利用して電子マネーや追

加の性的画像を要求するもの

(2) これまでの取組と課題

ア H20～ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の施行を受け、情報モラル教養を積極的に推進

イ 開催形式

○ 高校生・大学生：入学説明会や新入生オリエンテーションの機会に開催

○ 小学生（高学年）・中学生：学校からの要望に応じ警察本部又は警察署員により開催

※ 課題 低学年から情報モラルを浸透させる必要あり
低年齢でも分かりやすい広報素材の考案

(3) 開催状況

ア 柳井広域防犯対策協議会職員と少年安全サポーターが協働で、グリム童話『赤ずきん』を題材に物語を制作し、『いかのおみそしる』の合言葉でインターネット利用時のルールを考案、挿絵は生成AIを活用

イ 少年安全サポーターと少年警察ボランティアの少年相談員が協働して開催

※ 反響

なりすましがあるなど、インターネットは便利だけど、危険性もあることが分かったので、正しい使い方を身につけていきたい（小6）

(4) 今後の取組

ア 少年相談員と協働した小学生に対する情報モラル教室の更なる展開

イ 中学生を対象にネットトラブルを題材にした「少年リーダーズサミット」の開催

ウ 児童・生徒に加え保護者への危機意識の醸成と広報啓発活動の推進

旨の説明があった。

今村委員から、「設定について、生成AIに質問しながら作成した取組は素晴らしいと感じた。また『いかのおみそしる』という合言葉を取り入れることで、情報モラルを印象深く学べるようになっていく。今後も継続的に実施しながら、対象者がより自分事として捉えられる内容となるよう工夫・更新していってもらいたい。今後の取組に期待する。」旨の発言があった。

弘永委員から、「本紙芝居は山口県オリジナルのものか。」旨の質問があり、生活安全全部長から、「オリジナルであり、ふくまるくんについては警務課で著作権を確認している。」旨の説明があった。さらに弘永委員から、「携帯電話を持ち始める年代を対象とした取組であり、低学年からの情報モラル教室は有意義である。今後は、対象者の年齢や発達段階に応じて、内容や表現を変更していってもらいたい。山口県独自の取組は素晴らしい。一つ提案だが、紙芝居の中のクイズ形式は効果的であるが、正解を示すだけでなく、正しい対応を改めて示すなど、印象付ける工夫が必要である。」旨の発言があった。

野村委員長から、「生成AIの活用にあたっては、著作権などのトラブルに十分留意して取り組んでいただきたい。」旨の発言があり、生活安全全部長から、「プロンプトを保存、管理し、必要に応じて説明できるようにしている。また既存作品の模倣を示すような作成方法ではない。」旨の説明があった。

3 平生町における災害警備活動の実施状況

警備部長から、

6月26日（金）、消防からの110番通報で熊毛郡平生町において、土砂崩れが発

生して民家が巻き込まれていることを認知。5人家族のうち、4人は自力脱出又は消防により救出（重傷2人、軽傷1人、無傷1人）されたが、1人が安否不明となった。発災当時、平生町には土砂災害注意報（レベル2）が発表されていた。27日（土）午後、民家から心肺停止の男性1人を発見（後に死亡を確認）した。

(1) 捜索体制

ア 体制

警察：2日間で延べ71人を現場に派遣

消防や自衛隊等の関係機関と連携

イ 機動警察通信隊による現場映像の撮影・配信（6／27）

(2) 捜索状況

ア 水を含んだ大量の土砂が住宅に流れ込み、足場も悪く、困難

イ 大型重機等の活用により要救助者の発見、救出が大きく前進

ウ 発災当初から現場映像確認による危険性の判断、二次被害防止への活用

エ 現場映像配信による関係機関との連携、的確な組織対応

(3) 教訓等

ア 関係機関等との連携

イ 災害発生の最初期における情報収集の重要性

ウ 災害の多発に備えた対処能力の強化

旨の説明があった。

今村委員から、「本事案は貴重な教訓を得る機会となった。特に災害発生初期は時間との勝負であることから、対応を改めて確認しておくことが重要である。2点質問だが、映像ではなく、現場で判断せざるを得なかった事項はなにか。」旨の質問があり、警備部長から、「捜索や掘削の方向性、夜間における土砂の状況などは現場でなければ把握できず、重機の手配に要する時間の見通しも現場で判断する必要がある。」旨の説明があった。さらに今村委員から、「本事案の教訓を踏まえ、要望はあるか。」旨の質問があり、警備部長から、「救出資機材が複数あれば活動の幅が広がる一方で、それを運用できる人員の育成や資機材使用に係る資格取得も必要となってくる。併せて資機材を保有する関係機関との連携体制を構築するとともに、保有状況をあらかじめ把握しておくことが重要である。」旨の説明があった。

弘永委員から、「重機は自衛隊が保有しているイメージがあったが、今回は民間の重機を活用したのか。」旨の質問があり、警備部長から、「通常は、県が事業者と協定を締結しており、県土木を通じて調整している。今回は消防団員が重機を保有していたことから迅速な対応が可能であった。」旨の説明があった。

野村委員長から、「土砂災害における捜索活動は困難である。どのように土砂を取り除き捜索を行ったのか。」旨の質問があり、警備部長から、「家族からの聞き取りや、間取りをもとに掘削位置を決定し、手作業や資機材を用いて慎重に捜索を実施した。土砂災害への対応については、専門的な知識や技術を有するため、日ごろから関係機関と連携した訓練を実施しており、今回も消防や自衛隊と役割分担を図りながら対応した。」旨の説明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の出席者 6 名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取等における陳述内容について説明を受けて審議のうえ、5 名を量定どおり処分決定し、1 名を処分軽減した。

そのほか意見の聴取等欠席者 15 名の処分を決定し、3 名を再呼び出しとした。

(2) 山口県道路交通規則の一部改正

運転免許課長から、山口県道路交通規則の一部改正について、説明を受け、決裁した。

(3) 苦情の申出の受理（3 件）

公安委員会事務官から、公安委員会宛てになされた 3 件の苦情の申出について要旨の説明を受け、決裁した。

(4) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

交通指導課長から、令和 8 年 6 月 10 日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

(5) 放置車両使用制限処分にかかる聴聞の開催

交通指導課長から、放置車両使用制限処分にかかる聴聞の開催について説明を受け、決裁した。

(6) 審査請求の受理（2 件）

警察県民課長から、令和 8 年 5 月 7 日付けで警察本部長が行った処分 2 件について、審査請求を受理した旨の説明を受け、それぞれ決裁した。

(7) 犯罪被害者等給付金の申請受理

警察県民課長から、6 月 23 日に受け付けた犯罪被害者等給付金の申請について報告を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県警察における鑑定の適正性確保に向けた取組

刑事部長から、

DNA 型鑑定をはじめとした各種鑑定は、警察が取り組む、客観的証拠に基づく緻密かつ適正な捜査の重要な柱の一つであり、その適正と信頼を確保することは、極めて重要であるが、昨年 9 月、佐賀県警察の科学捜査研究所において、DNA 型鑑定における不適切な取扱いが明らかとなり、昨年 10 月からの約 8 か月間、警察庁による佐賀県警察に対する特別監察が行われ、先月、実施結果と再発防止に向けた取り組むべき事項が示されたことから、その内容と、山口県警察における取組について説明する。

ア 特別監察の結果

佐賀県警察における DNA 型鑑定における不適切な取扱いの要因として、

- 職員自身の倫理観が欠如していたことや、鑑定に従事する職員に対するサポート体制が不十分であったこと
- 鑑定に従事する職員による不適正な鑑定業務を防止するための対策が不足していたこと
- 幹部による鑑定に従事する職員に対する業務管理が不十分であったこと

の 3 点が挙げられ、警察庁からは「組織のマネジメントと職員のサポートの強化」、「鑑定作業の厳格化・標準化」、「電子データや鑑定資機材の管理の徹底」、「DNA 型鑑定の適正な運用の徹底」、「鑑定嘱託の合理的かつ的確な実施」の 5 点を柱とした再発防止事項が示された。

イ 山口県警察の取組状況

a 不適正事案が起きにくい職場環境の構築

幹部職員のマネジメント能力の強化に関する取組として、

- 令和7年度から管理職ポストである鑑定管理官を設置
- 科長以上の幹部職員の各種研修会への参加
- 監察官室による随時監察を通じた服務教養等の履行状況の確認
- 科長の業務管理による業務の平準化

といった取組を進めている。

また、職員の育成、サポートの強化に関する取組として、

- 他県警察や大学・企業と共同した研究開発の推進といった職員のモチベーションに配慮した取組
- 週3回、科ごとにミーティングによる業務に関する意見交換
- 職員自身に考えさせる小集団検討会の実施

といった取組を進めている。

b 鑑定業務の適正性確保に向けた取組

鑑定の適正性を確保するための取組として、現場における遺留資料の採取から、資料の收受、返還後の保管管理に至るまでの各場面において、科学捜査研究所だけではなく、警察署や関係所属を含めた組織全体で鑑定の適正性に配慮した取組を行っており、警察庁が示した再発防止事項を概ね履行している。

一方で、警察庁から示された再発防止対策の一つである「チェックリストの運用による鑑定の優先順位付け」については、今後取り組むべき事項である。

これは、鑑定の必要性や緊急性について個別に検討するため、

- 鑑定の目的があるか
- 鑑定をすべき捜査上の必要があるか

といった項目について確認するチェックリストの運用である。

山口県警察では、チェックリストの運用に向けて担当者会議を開くなど、今後の運用方針について検討を行っているところである。

旨の説明があった。

今村委員から、「鑑定は人の人生がかかっている大変大事な取組だと思っている。DNA型鑑定の必要性・緊急性を踏まえた優先順位の組織的な判断を改善するためにチェックリストを作ると思うが、都道府県でチェックリストを作っていれば参考にすることができるのではないか。」旨の発言があり、刑事部長から、「他県警察のことは承知していないが、警察庁から示されたサンプルを参考に作成することを検討している。」旨の説明があった。

弘永委員から、「今後の取組についても検討されているなど、しっかりと取り組んでいると感じた。」旨の発言があった。

野村委員長から、「昨年も鑑定の適正性確保に向けた取組について、管理簿冊などを確認させてもらうなどの説明を受けているが、当時から山口県警察はしっかりやっている印象である。再確認になるが、DNA型鑑定の進捗状況等の管理はどのようにしているのか。」旨の質問があり、科学捜査研究所鑑定管理官から、「鑑定資料の受付・收受を行う係と、鑑定を行う係の二重で進捗状況の管理を行っており、鑑定の漏れがないようにしている。」旨の説明があった。

また、同委員長から、「鑑定を実施したときに適正に鑑定がなされているかは、決裁時に資料で確認するのか。また、全件確認を行っているのか。」旨の質問があり、同管理官から、「全件、科学捜査研究所長までの決裁過程において、鑑定結果と鑑定

の経過を記録した資料を突合して確認している。」旨の説明があった。

(2) 監察関係業務報告

監察官室長から、6月中の苦情受理について、監察官から監察案件及び6月中の非違事案について、報告を受けた。

(3) 令和8年6月県議会定例会の開催状況

総務課長から、令和8年6月山口県議会定例会における警察関係の議案や質問・答弁の状況について、報告を受けた。

(4) 警察署協議会委員の退任意向

公安委員会事務官から、警察署協議会委員の退任意向について、報告を受けた。

(5) 高速道路における重大交通事故抑止対策

交通企画課長から、高速道路における重大交通事故抑止対策について、報告を受けた。

(6) 警務課関係業務報告

警務課企画室長から、警務課関係業務について、報告を受けた

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。